

一般財団法人観光まちづくり佐伯職員兼業等規程

(目的)

第1条 定款第47条第2項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）職員の兼業及び副業（以下「兼業等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を次のとおり定める。

(定義)

第2条 この規程における兼業等とは、職員が収入を得る目的で法人以外の者に雇われて働くこと又は自ら営業を行うことをいう。

2 この規程は、職員に適用する。

(申告)

第3条 兼業等をする者は、総務課長にあらかじめ次の事項を申告し、許可を受けなければならない。

- (1) 兼業等をする目的
- (2) 兼業等の内容
- (3) 兼業等をする期間
- (4) 兼業等をする場所
- (5) 兼業等をする日および時間帯
- (6) 他に雇われて働くときは、雇用主の会社名または氏名
- (7) その他必要な事項

2 職員は、法人に申告することなく、兼業等を行ってはならない。

3 法人は、兼業等による影響により生じる時間外勤務、休日勤務手当及び管理監督職員特別勤務手当は支給しない。

(禁止兼業等)

第4条 職員は、次に掲げる事業を兼業等してはならない。

- (1) 法人の信用とイメージを傷つける事業
- (2) 身体に重大な危険を伴う事業
- (3) 健康を損なう恐れがある事業
- (4) 法律で認められていない事業又は法律で禁止されている事業
- (5) 社会的な道徳や倫理に反する事業

(法人業務への影響)

第5条 職員は、兼業等により法人の業務に支障が出ないように十分注意しなければならない。

(安全及び健康)

第6条 職員は、兼業等をしようとするときは、自身の安全及び健康に十分注意を払わなければならない。

(自主的な中止)

第7条 職員は、次の場合には、ただちに兼業等を中止しなければならない。

- (1) 兼業等により法人の業務に好ましくない影響が出ていると判断したとき
- (2) 兼業等が安全又は健康によくないと判断したとき

(中止の届出)

第8条 職員は、兼業等を中止したときは、速やかに次の事項を会社に届け出なければならない。

- (1) 兼業等の内容
- (2) 中止する理由
- (3) 中止する年月日
- (4) その他必要な事項

(中止の勧告)

第9条 法人は、次の場合には、その社員に対し、兼業等の中止を勧告する。

- (1) 業務能率の低下や遅刻又は欠勤の増加により、法人の業務に支障が出ていると判断される時
- (2) 第4条で禁止する兼業等をしていることが確認されたとき
- (3) その他兼業等について不都合があると認められるとき

2 会社から中止を勧告された社員は、速やかに兼業等を中止しなければならない。

(懲戒処分)

第10条 職員が、前条の中止の勧告に従わないときは、懲戒処分に付することがある。

2 処分の内容は、その情状に応じて決定する。

(禁止事項)

第11条 社員は、兼業等について法人の許可なく、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 法人の名前を使用すること
- (2) 法人の信用を利用すること
- (3) 法人における職務上の権限または地位を利用すること
- (4) 法人の機材、備品等を利用すること
- (5) 他の職員に対し、兼業等をするように勧誘すること
- (6) 法人内において、自らがしている兼業等を宣伝すること

(所得の申告)

第12条 職員は、税務当局に対し、兼業等によって得た所得を正確に申告し、所定の所得税等を納付しなければならない。

2 法人は、職員の兼業等にかかわる税務について、一切関与しない。

(会社の免責事項)

第13条 法人は、兼業等による事件、事故等について、一切その責任を負わない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。